

証券コード 3922

2024年5月14日

(電子提供措置の開始日) 2024年5月7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番44号

株式会社 P R T I M E S

代表取締役社長 山 口 拓 己

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び以下の各ウェブサイトにて「第19回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、当社ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://prtimes.co.jp/ir/meeting.html>

当社コーポレートサイト (prtimes.co.jp) にアクセスいただき、上部の「IR」、IRページ「株式について」欄より「株主総会」を順に選択いただくことでも、上記ウェブサイトをご確認することが可能です。

[上場会社情報サービス（東京証券取引所）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「P R T I M E S」又は「コード」に当社証券コード「3922」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

[株主総会ポータル（三井住友信託銀行）]

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

[株主総会資料 掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/3922/teiiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年5月28日（火曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月29日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ8階 株式会社PR TIMES 本社オフィス内
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 開催方法 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会
(会場での株主総会の出席に加え、当日会場にお越しただ
くことなく、インターネット等の手段を用いて、株主総会に
会社法上の「出席」(以下、「バーチャル出席」)をすること
ができます。)
4. 目的事項
報告事項
 1. 第19期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業
報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連
結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)計算
書類報告の件
5. 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の
件
6. 招集にあたっての決定事項
 - (1)議決権行使につきましては、本通知の「議決権行使についてのご案内」
をご確認ください。
 - (2)書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載していな
い事項につきましては、本通知の「交付書面に記載しない事項」をご確認
ください。
 - (3)代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従
い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願いしま
す。
 - (4)電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社
ウェブサイト及び各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の
事項を掲載いたします。

以上

交付書面に記載しない事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

連結計算書類の以下の事項

- ・連結注記表

計算書類の以下の事項

- ・個別注記表

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年5月28日（火）午後7時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード*を読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



*QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトからも議決権行使が可能です。 ▶<https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2024年5月14日（水）午前0時から
5月24日（金）午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※事前質問の範囲は、本総会における目的事項に関連する事項に限られること、質疑応答時間に限りがございますので、いただいたご質問のすべてにご回答しかねる場合があることについては、あらかじめご了承ください。

また、事前質問は、お一人様2問まで（1回当たり最大300文字まで）とさせていただきます。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

会場出席される株主様へのご案内 (事前申込が必要です)

本株主総会の実際の会場での出席を希望される株主様は、次の株主様専用ウェブサイトより、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力の上ログインし、以下に従って事前にお申込みください。

1. 株主様専用ウェブサイト

<https://3922.ksoukai.jp>

2. 受付期間：2024年5月7日（火曜日）午前0時から2024年5月24日（金曜日）午後5時まで

3. 株主様専用ページにて「出席を申し込む」ボタンを押してください。

4. 出席申込みフォームで、「会場出席」を選択し、必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

なお、会場には人数の制約がございますため、出席を申し込まれずに当日会場にお越しになられた場合、入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、会場でのライブ配信においてはプライバシーに配慮して撮影いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう可能性がありますことをあらかじめご了承ください。

バーチャル出席される株主様へのご案内

本株主総会は、実際の会場にご来場いただくほか、インターネット等の手段を用いてバーチャル出席することによって、議決権の行使等が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となっております。バーチャル出席の方法等につきましては、以下をご確認ください。

1. バーチャル出席の方法

(1)バーチャル出席を希望される株主様は、次の株主様専用ウェブサイトより、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインください。

・株主様専用ウェブサイト：<https://3922.ksoukai.jp>

※バーチャル出席される株主様は、事前にアクセスいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いいたします。

・事前確認可能期間：2024年5月7日（火曜日）午前0時から同年5月29日（水曜日）午前9時まで

(2)株主様専用ウェブサイトにて「出席を申し込む」ボタンを押下してください。

(3)出席申込みフォームで、「バーチャル出席」を選択し、「申し込む」ボタン

を押下してください。

(4)開場時間になりましたら「出席」ボタンが活性化いたします。「出席」ボタンを押下して、バーチャル出席してください。

2. ご質問の方法・取扱い

総会当日にご質問を希望される場合には、議長の指示に従い、質問を行っていただきますようお願いいたします。

総会当日のご質問の方法は、次のとおりです。

- (1)ライブ配信画面の「質疑」のタブをクリックします。
- (2)ご質問をテキスト形式でご入力いただき、「次へ」ボタンを押下します。
- (3)内容をご確認のうえ、「送信する」ボタンを押下します。

バーチャル出席株主様による質問の範囲は、本総会における目的事項に関連する事項に限られること、質疑応答時間に限りがございますので、いただいたご質問のすべてにご回答しかねる場合があることについては、あらかじめご了承ください。また、バーチャル出席株主様からのご質問は、お一人様2問まで（1回当たり最大300文字まで）とさせていただきます。

なお、同じ質問を多数回連続して送信したり、不適切な内容を含む質問を繰り返して送信したりするなど、議事の進行やバーチャル株主総会システムの安定的な運営に支障があると議長が判断した場合には、その指揮命令に従い、当該バーチャル出席株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. 動議の取扱い

動議につきましては、システム等の都合上、取り上げることが困難な場合があるため、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性がある株主様は会場出席ください。

また、同様に、総会当日、会場出席株主様から動議が提出された場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主様は、事前に書面又はインターネットにより議決権を行使して当日出席しない株主様の取扱いに準じて、棄権又は欠席として取扱うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

4. 議決権の行使方法

バーチャル出席株主様は、総会当日、議事の内容をご覧いただいたうえで、議決権を行使いただくことが可能です。

議決権を行使いただくための手順は、次のとおりです。

※あらかじめ上述の「1. バーチャル出席の方法」をご参照のうえ、出席申込みをお願いいたします。

- (1)ライブ配信画面の「議決権行使」のタブをクリックします。
- (2)決議事項について、「賛成」又は「反対」を選択ください。すべての決議事項に対して「賛成」又は「反対」ボタンを押下した後、下部の「行使する」ボタンを押下します。

5. その他の注意事項

(1) バーチャル出席に対応している言語は、日本語になりますことをご了承ください。

(2) 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行います。通信障害等により、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合がございます。当社としては、これらによってバーチャル出席株主様が被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

(3) バーチャル出席用のURL及びID・パスワードを第三者と共有すること、本総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

(4) 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。

(5) システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト

(<https://prtimes.co.jp/ir/meeting.html>)
においてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

(6) ライブ配信の映像品質は、ご視聴のインターネット通信環境に応じて自動調整されます。ご視聴中に通信環境の悪化などにより映像品質が低下することがありますので、あらかじめご了承ください。

6. お問い合わせ先

バーチャル株主総会に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせに対応していますので、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、以下にお問い合わせください。

なお、インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主様側の環境等が原因と思われるトラブルについては、ご回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

また、バーチャル出席用のID・パスワードが不明な場合は、それらを記載した用紙をご登録の住所に送付いたします。総会開催日の5営業日前（2024年5月22日（水曜日）午後5時）まで、発行受付が可能です。ID・パスワードについて、電話でのご回答はいたしかねますので、ご了承ください。

<バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ>

三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
0120-782-041（受付：午前9時～午後5時。土日休日を除きます。）

<バーチャル株主総会当日のログイン後のシステムに関するお問い合わせ>

株式会社ブイキューブ
03-6833-6208（受付：2024年5月29日（水曜日）午前9時～株主総会終了）

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年3月1日～2024年2月29日）の当社グループにおきましては、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションを実現するため、引き続き主力事業であるプレスリリース配信サービス「PR TIMES」の基盤強化、SaaS型ビジネス向けツールの「Jooto」及び「Tayori」の事業成長に向けた活動を中心に認知度向上並びに新たな顧客層の獲得を目指してまいりました。

「PR TIMES」の利用企業社数は94,258社（前年同期比18.2%増）に達し、国内上場企業のうち57.8%の企業にご利用いただいております。プレスリリース件数は2023年10月に過去最高となる月間34,092件を記録いたしました。また、プレスリリース素材となる画像の掲載数は10月に過去最高となる月間187,016点、動画の掲載数は2024年2月に過去最高となる月間3,109点となり、プレスリリースのリッチコンテンツ化も進んでおります。加えて、配信先媒体数は10,675媒体、メディアユーザー数は26,911名、パートナーメディア数は252媒体となり、プレスリリースの月間サイト閲覧数は2023年8月に過去最高の8,984万PVを記録いたしました。

タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」とカスタマーサポートツール「Tayori」は、有料利用数及び平均利用単価を重要指標として利用拡大及びサービス向上に取り組んでまいりました。その結果、「Jooto」の有料利用数は1,828社（前年同期比4.3%減）、1社あたりの平均利用単価は7,839円（前年同期比87.8%増）となり、「Tayori」の有料利用数は1,127アカウント（前年同期比25.8%増）、1アカウントあたりの平均利用単価は7,686円（前年同期比24.7%増）となりました。両サービスとも売上高への影響は限定的で、未だ投資フェーズが続いております。なお、

「Jooto」は当連結会計年度において提供プランの統廃合を実施したことにより、前連結会計年度末に比べ一時的に有料利用企業社数が減少しております。

また、2023年3月31日付で株式会社グルコース（以下、「グルコース」という。）の全株式を取得し連結子会社化いたしました。グルコースはサ

ービス開発力を特徴とするエンジニア集団で、Webやソーシャルメディア、モバイルアプリ領域に関するソリューションの提供とプロトタイプ構築を特に得意としており、メディア企業・スタートアップ等Webサービスの開発力を重視する顧客や、シンクタンク・研究機関等技術と実績を評価する顧客に対し、受託開発やコンサルティングを行っております。グルコースが当社グループに加わることで、当社グループの顧客基盤とネットワーク、グルコースのプロトタイプ構築・サービス開発力を掛け合わせ、新規プロダクト受託開発事業を開始し「行動者」の想いをカタチにして、プロダクト開発からPRまで一気通貫で支援してまいりたいと考えております。

さらに、2023年12月1日付で株式会社NAVICUS（以下、「NAVICUS」という。）の発行済株式の70%を取得し連結子会社化いたしました。NAVICUSは企業のSNSマーケティング支援や地方自治体・地方企業のプロモーション支援等、コミュニティ支援を通して「ファン作り」を行っております。「PR TIMES」の顧客基盤の多くは様々な広報課題に直面する広報担当者や経営者であり、SNS運用支援ニーズが高いと考えられ、NAVICUSが当社グループに加わることで、プレスリリースに加えてSNSマーケティングでも広報PR支援が可能となり、当社グループは顧客のPR活動をより立体的にサポートできると考えております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は6,836,966千円（前期比19.8%増）、営業利益は1,746,581千円（前期比46.7%増）、経常利益は1,717,188千円（前期比44.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,161,386千円（前期比49.3%増）となりました。

当社グループは、従来「プレスリリース配信事業」のみの単一セグメントでありましたが、当連結会計年度において、グルコースの全株式及びNAVICUSの発行済株式の70%を取得し、新たに連結の範囲に含めたことに伴い、報告セグメントに含まれない事業セグメントであるシステム開発事業及びSNSマーケティング支援事業を「その他」の区分としてセグメント情報を開示しております。なお、当社グループの報告セグメントにおける「プレスリリース配信事業」の比率が極めて高く、上記の事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施いたしました設備投資の金額は177,621千円であります。主として、既存サービスの増強であります。これらの結果、当連結会計年度末の固定資産残高は1,671,127千円となりました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2023年3月31日付で、株式会社グルコースの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

また、当社は、2023年12月1日付で、株式会社NAVICUSの発行済株式の70%を取得し、同社を連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 自2020年3月1日 至2021年2月28日	第17期 自2021年3月1日 至2022年2月28日	第18期 自2022年3月1日 至2023年2月28日	第19期 (当連結会計年度) 自2023年3月1日 至2024年2月29日
売 上 高(千円)	—	4,854,526	5,706,238	6,836,966
経 常 利 益(千円)	—	1,833,592	1,188,704	1,717,188
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	1,281,285	777,782	1,161,386
1株当たり当期純利益(円)	—	96.96	57.96	86.60
総 資 産(千円)	—	4,831,057	5,265,368	7,071,492
純 資 産(千円)	—	3,740,240	4,466,515	5,662,903
1株当たり純資産額(円)	—	278.52	333.01	421.20

- (注) 1. 当社は、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第16期は非連結決算に移行したため非表示にしており、第17期より再び連結決算に移行したことから、連結計算書類での財産及び損益の状況を記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。なお、財産及び損益の状況に与える影響はありません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 自2020年3月1日 至2021年2月28日	第17期 自2021年3月1日 至2022年2月28日	第18期 自2022年3月1日 至2023年2月28日	第19期 (当事業年度) 自2023年3月1日 至2024年2月29日
売 上 高(千円)	3,765,954	4,842,403	5,670,472	6,531,352
経 常 利 益(千円)	1,299,420	1,851,831	1,189,135	1,743,299
当 期 純 利 益(千円)	1,043,392	1,286,638	778,362	1,183,173
1株当たり当期純利益(円)	80.01	97.37	58.00	88.23
総 資 産(千円)	3,457,974	4,830,398	5,265,703	7,007,246
純 資 産(千円)	2,484,504	3,745,014	4,471,899	5,690,014
1株当たり純資産額(円)	190.63	278.91	333.45	423.26

- (注) 1. 当社は、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。なお、財産及び損益の状況に与える影響はありません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
(株) ベクトル	3,038,771千円	55.5%	プレスリリース配信サービスの提供

(注) 議決権比率は、発行済株式の総数から自己株式(22,876株)を控除して計算しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

株式会社ベクトルとの取引につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、株式会社ベクトルに限らず関連当事者取引等については、経営戦略上または営業戦略上必要な場合を除き、原則行わないという基本方針であります。関連当事者取引等の実施につきましては、少数株主の保護の観点から、当該取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、かつ、監査役会で審議を行い、取締役会の決議により行う方針であります。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) THE BRIDGE	15,000千円	95%	スタートアップメディア「BRIDGE」の運営及びこれに付随する一切の事業
(株) グルコース	12,000千円	100%	コンピューター用ソフトウェア/ハードウェアの企画及び開発、販売、保守等
(株) NAVICUS	100千円	70%	SNSマーケティング支援、SNS広告運用支援、SNS分析ツール代理販売

(注) 1. 2023年3月31日付で、株式会社グルコースの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

2. 2023年12月1日付で、株式会社NAVICUSの発行済株式の70%を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションの実現を目指しております。中期経営目標「Milestone2025」として以下の項目を掲げており、対処すべき主要な課題は、次のように認識しております。

① 「PR TIMES」を47都道府県に普及して利用企業社数を15万社にする

「PR TIMES」の利用企業社数は94,258社に達し、前年比で18.2%成長しています。一方で、利用企業は東京都に一局集中しており、他の地域においては企業の数に比して「PR TIMES」の利用登録社数が低い状況となっております。そこで、地方の大都市圏を中心に支社を新設し、地方の方々へ情報発信の機会の提供をまいります。

② 「PR TIMES」を米国でプロダクト・マーケット・フィットさせる

Milestone2025において、2022年度中に米国進出を計画しておりましたが、2023年度も米国進出は実現しておらず、M&Aの前提となるデューデリジェンスを実施するには至っていない状況です。

早期の米国進出に向け、引き続き模索をまいります。

③ 「PR TIMES」以外のプロダクト「Jooto」と「Tayori」を事業拡大させる

当社グループが持続的な企業価値向上を実現するためには、「PR TIMES」を超える事業の台頭が必要不可欠です。タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」及びカスタマーサポートツール「Tayori」とも計画通りに伸びているものの、売上高への影響は限定的で、未だ投資フェーズが続いております。

計画した売上を達成するため、「Jooto」につきましては、小規模のチームから中堅・大企業までのお客様の要望にお応えできるようサービスの拡充をまいります。

「Tayori」につきましては、認知を向上させるとともに、機能を追加してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

事業区分	事業内容
プレスリリース 配信事業	当社サービス (PR TIMES) の運営その他関連事業
その他	システム開発事業、SNSマーケティング支援事業

(6) 主要な事業所 (2024年2月29日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区赤坂一丁目11番44号

② 子会社

会社名	所在地
株 THE BRIDGE	東京都港区赤坂一丁目11番44号
株 グルコース	東京都港区六本木五丁目18番2号
株 NAVICUS	東京都千代田区神田練塀町73

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プレスリリース配信事業	104 (89) 名	16名増 (11名増)
その他	75 (－) 名	75名増 (－)
全社 (共通)	17 (15) 名	－ (－)
合計	196 (104) 名	91名増 (11名増)

- (注) 1. 使用人数は正社員の期末在籍者数であり、契約社員、アルバイト及び派遣社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) は、当社管理部門の使用人数であります。
3. 前連結会計年度末に比べて使用人数が増加しておりますが、業容拡大に伴う採用及び2023年3月31日付で株式会社グルコース、2023年12月1日付で株式会社 NAVICUSを連結の範囲に含めたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
119 (104) 名	16名増 (11名増)	30.5歳	2.7年

- (注) 1. 使用人数は正社員の期末在籍者数であり、契約社員、アルバイト及び派遣社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員の期末在籍者数を基に算出しております。
3. 前事業年度末に比べて使用人数が増加しておりますが、業容拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,462,249株 (自己株式22,876株を含む。)
- ③ 株主数 6,879名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ベ ク ト ル	7,465,400株	55.5%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	961,900	7.1
山 口 拓 己	808,173	6.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	798,100	5.9
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	330,479	2.4
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	300,000	2.2
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	131,100	0.9
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	117,800	0.8
三 島 映 拓	116,970	0.8
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	72,078	0.5

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(22,876株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役を除く)	8,000株	2名
社 外 取 締 役	一株	一名
監 査 役	一株	一名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、投資戦略に柔軟な選択肢を持つため、また株式報酬の割当時の希薄化を抑制するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定及び定款の定めにより、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

2023年2月22日開催の当社取締役会決議に基づく自己株式の取得

- ・取得日 2023年3月1日
- ・取得した株式の総数 20,000株
- ・株式の取得価額の総額 36,580,000円

第三者割当による自己株式の処分

当社は、2023年11月20日開催の当社取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議し、以下のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

- ・処分期日 2023年12月5日
- ・処分した株式の種類及び数 当社普通株式20,971株
- ・処分価格 1株につき1,669円
- ・処分総額 35,000,599円
- ・処分先 武内一矢氏（株式会社NAVICUS 代表取締役）

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
第5回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2021年4月13日
新 株 予 約 権 の 数	390個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 39,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	39,000円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個あたり 375,000円 (1株あたり 3,750円)
権 利 行 使 期 間	2027年6月1日から 2033年4月30日まで
行 使 の 条 件	(注)
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 数 及 び 割 当 個 数	当社取締役 1名 390個

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 2,800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち50%
 - (b) 3,150百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち75%
 - (c) 3,500百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第7回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2023年5月25日
新 株 予 約 権 の 数	460個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 46,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	414,000円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個あたり 142,600円 (1株あたり 1,426円)
権 利 行 使 期 間	2026年6月1日から 2031年5月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 数 及 び 割 当 個 数	当社取締役 1名 460個

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2026年2月期における有価証券報告書に記載された連結損益計算書の営業利益の額が2,500百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第9回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2023年7月13日
新 株 予 約 権 の 数	958個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 95,800株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	287,400円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個あたり 142,700円 (1株あたり 1,427円)
権 利 行 使 期 間	2027年6月1日から 2031年5月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 及 び 割 当 個 数	当社取締役 1名 148個 当社使用人 58名 706個 子会社取締役 4名 80個 子会社使用人 12名 24個

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 2,800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち50%
 - (b) 3,150百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち75%
 - (c) 3,500百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあり、かつ、本新株予約権の行使時において当社または当社関係会社における在任年数／勤続年数（企業買収により当社子会社の役員または従業員となった場合は、買収の効力発生日またはクロージング日からの在任年数／勤続年数）が5年以上であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、割当契約書にてベスティング条項を設定する。

- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

第10回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2023年 7 月13日
新 株 予 約 権 の 数	958個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 95,800株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	862,200円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個あたり 142,700円 (1 株あたり 1,427円)
権 利 行 使 期 間	2026年 6 月 1 日 から 2031年 5 月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 及 び 割 当 個 数	当社取締役 1 名 148個 当社使用人 58名 706個 子会社取締役 4 名 80個 子会社使用人 12名 24個

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2026年2月期における有価証券報告書に記載された連結損益計算書の営業利益の額が2,500百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあり、かつ、本新株予約権の行使時において当社または当社関係会社における在任年数／勤続年数（企業買収により当社子会社の役員または従業員となった場合は、買収の効力発生日またはクロージング日からの在任年数／勤続年数）が5年以上であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、割当契約書にてベスティング条項を設定する。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年2月29日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 拓 己	(株)グルコース 取締役 (株)NAVICUS 取締役
取 締 役	三 島 映 拓	PR・HR本部長 (株)THE BRIDGE 取締役
取 締 役	鎌 田 和 彦	(株)K&A 代表取締役 (株)オープンハウス 代表取締役 社長 (株)おうちリンク 代表取締役 (株)オープンハウスグループ 取 締役副社長 (株)オープンハウス・アーキテク ト 取締役 (株)オープンハウス・リアルエス テート 取締役
取 締 役	鈴 木 啓 太	AuB(株) 代表取締役
取 締 役	小 澤 浩 子	(株)アウトソーシング 社外取締 役 サンコール(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	高 田 裕 久	高田会計事務所 所長 (株)日水コン 社外取締役監査等 委員
監 査 役	田 中 紀 行	弁護士法人港国際法律事務所東 京事務所 所長 (株)NewsTV 社外監査役 一般財団法人日本製薬医学会 評議員 (株)TRIAD 社外監査役
監 査 役	藤 田 利 之	(株)パワーエックス 執行役CFO

- (注) 1. 取締役鎌田和彦氏、鈴木啓太氏及び小澤浩子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役高田裕久氏、監査役田中紀行氏及び藤田利之氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役高田裕久氏及び監査役藤田利之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田中紀行氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、取締役鎌田和彦氏、取締役鈴木啓太氏、取締役小澤浩子氏、常勤監査役高田裕久氏、監査役田中紀行氏及び監査役藤田利之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2024年2月29日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	山 田 真 輔	Jooto事業部長
執 行 役 員	三 浦 和 樹	カスタマーリレーションズ本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を以下の内容で保険会社と締結しております。

被 保 険 者 の 範 囲	取締役及び監査役
主 な 補 償 対 象 事 故	株主代表訴訟、法人有価証券賠償請求
保 険 料 負 担	全額当社負担
主 な 免 責 事 由 等	被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為、違法に得た私的利益または便宜供与

④ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	譲渡制限付 株式報酬 (千円)	支給人員 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	98,943 (16,800)	86,526 (16,800)	12,417 (-)	5 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	112,743 (30,600)	100,326 (30,600)	12,417 (-)	9 (7)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2021年5月26日開催の第16回定時株主総会において基本報酬は年額200万円以内（うち社外取締役は年額40万円以内）、譲渡制限付株式報酬は年額200万円以内（うち社外取締役は年額400万円以内）として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。譲渡制限付株式報酬には当事業年度における費用計上額を記載しております。

3. 監査役の報酬限度額は、2014年7月16日開催の臨時株主総会において年額200万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 方針の決定方法

個人別の報酬等の内容についての決定方針については、2021年4月13日開催の取締役会にて決定しております。

2. 方針の概要

取締役の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬で構成されております。2021年5月26日開催の第16回定時株主総会において、基本報酬は年額200万円以内（うち社外取締役は年額40万円以内）、譲渡制限付株式報酬は年額200万円以内（うち社外取締役は年額400万円以内）として決議をいただいております。取締役の報酬水準は、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としております。

各取締役の報酬は、株主総会で決議した限度額の範囲内で、基本報酬は取締役会から一任を受けた代表取締役社長である山口拓己にて決定しており、また譲渡制限付株式報酬は取締役会にて決定しております。基本報酬を代表取締役社長に一任している理由は、当社の業績、規模、事業構成等を勘案しつつ、各取締役に期待する役割を適切に評価するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、当社は2023年5月に任意の指名報酬委員会を設置し、常勤取締役の基本報酬と譲渡制限付株式報酬を概ね一定の比率とすることを取締役会へ答申しております。2025年2月期からはこの方針に沿って支給する予定です。

⑥ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役鎌田和彦氏は、株式会社K&A、株式会社おうちリンクの代表取締役、株式会社オープンハウスの代表取締役社長であります。また、株式会社オープンハウスグループの取締役副社長、株式会社オープンハウス・アーキテクト、株式会社オープンハウス・リアルエステートの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 取締役鈴木啓太氏は、AuB株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 取締役小澤浩子氏は、株式会社アウトソーシング、サンコール株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ④ 監査役高田裕久氏は、高田会計事務所の所長であります。また、株式会社日水コンの社外取締役監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ⑤ 監査役田中紀行氏は、弁護士法人港国際法律事務所東京事務所の所長であります。また、株式会社NewsTV、株式会社TRIADの社外監査役、一般財団法人日本製薬医学会の評議員であります。株式会社NewsTVは当社の兄弟会社ですが、当社とその他の各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ⑥ 監査役藤田利之氏は、株式会社パワーエックスの執行役CFOであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鎌 田 和 彦	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。</p> <p>他の会社において取締役として豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員の後継者計画や役員報酬の内容、役員指名の方針等に関して積極的に意見を述べるなど、これらの客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。</p>
取締役 鈴 木 啓 太	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回（出席率92％）に出席いたしました。</p> <p>プロアスリートや経営者としての幅広い経験や見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p>
取締役 小 澤 浩 子	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。</p> <p>経営者としての幅広い経験やダイバーシティに関する知見を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、上記の経験や知見に基づき、役員の後継者計画や役員報酬の内容、役員指名の方針等に関して積極的に意見を述べるなど、これらの客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。</p>
常 勤 監査役 高 田 裕 久	<p>2023年5月24日の就任以降の当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回（出席率100％）に出席いたしました。また、2023年5月24日の就任以降の当事業年度に開催された監査役会10回のうち10回（出席率100％）に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。</p>

氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 田 中 紀 行	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。
監査役 藤 田 利 之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に加えて事業会社の財務責任者としての豊富な経験を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第3項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、東陽監査法人の報酬について、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の役員員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを順守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
2. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
3. コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて委員会メンバーは、再発防止策の展開等の活動を推進します。
4. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、コンプライアンス内部通報窓口を設け、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき適切な運用を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持及び向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報管理基本規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故や不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。

2. 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的または物的被害を予防、軽減しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
 2. 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役及び使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。
 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。
 4. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「コンプライアンス・ポリシー」を通じて、子会社の順法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。
 5. その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親子間取引における不適切な取引及び会計処理を防止するため、監査役会及び内部監査部門が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置するものとします。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。
- ⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - イ) 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
 - ロ) 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
 - ハ) 「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、コンプライアンス内部通報窓口を設置しております。
 2. 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - イ) 監査役は、子会社の稟議書や計算書類を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができるものとします。
 - ロ) 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
- ⑩ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス内部通報規程」において、通報者に不利益が及ばないよう配慮しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。

監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

- ⑭ 反社会的勢力を排除する管理体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所轄警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては定時監査役会を12回、臨時監査役会を1回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」に基づき、全ての役職員が法令順守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、コンプライアンス内部通報窓口を社内に設置し、その運用を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、持続的な売上高成長および営業利益拡大を実現しながら、適正な評価により中長期で時価総額の向上を目指すことを現時点の基本方針としております。中期経営目標「Milestone2025」では無配を継続する方針としており、内部留保資金につきましては、今後の事業規模拡大を見据えた投資に活用してまいります。

上記の基本方針に基づき、当連結会計年度におきましては無配といたします。

自己株式の取得については、投資戦略に柔軟な選択肢を持つため、一定株数を保有しておりますが、従業員等の新株予約権の行使や譲渡制限付株式報酬の株式割当においては、新株を発行していく方針です。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,400,365	流 動 負 債	1,405,965
現金及び預金	4,536,792	支払手形及び買掛金	81,840
受取手形、売掛金及び契約資産	732,112	リ ー ス 債 務	785
そ の 他	164,038	未払法人税等	457,672
貸倒引当金	△32,578	契 約 負 債	209,916
固 定 資 産	1,671,127	賞与引当金	68,097
有 形 固 定 資 産	239,654	株主優待引当金	20,090
建物及び構築物	212,164	そ の 他	567,562
工具、器具及び備品	172,218	固 定 負 債	2,624
リ ー ス 資 産	10,682	リ ー ス 債 務	2,051
減価償却累計額	△155,410	繰延税金負債	572
無 形 固 定 資 産	530,118	負 債 合 計	1,408,589
の れ ん	252,005	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	276,072	株 主 資 本	5,660,638
ソフトウェア仮勘定	1,475	資 本 金	422,717
そ の 他	565	資 本 剩 余 金	397,717
投資その他の資産	901,354	利 益 剩 余 金	4,891,507
投資有価証券	180,866	自 己 株 式	△51,302
出 資 金	78,550	新 株 予 約 権	1,654
敷金及び保証金	124,588	非支配株主持分	610
繰延税金資産	146,491	純 資 産 合 計	5,662,903
そ の 他	370,857	負 債 純 資 産 合 計	7,071,492
資 産 合 計	7,071,492		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,836,966
売 上 原 価		942,523
売 上 総 利 益		5,894,442
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,147,861
営 業 利 益		1,746,581
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
償 却 債 権 取 立 益	785	
そ の 他	380	1,166
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	554	
出 資 金 運 用 損	5,475	
不 納 付 加 算 税 等	24,344	
そ の 他	184	30,559
経 常 利 益		1,717,188
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	14,625	14,625
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,702,562
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	600,318	
法 人 税 等 調 整 額	△59,202	541,115
当 期 純 利 益		1,161,447
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		60
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,161,386

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	420,660	395,660	3,764,178	△114,725	4,465,774
当連結会計年度変動額					
新株の発行	2,056	2,056			4,113
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,161,386		1,161,386
自己株式の取得				△36,643	△36,643
自己株式の処分		△34,057		100,066	66,008
自己株式処分差損の振替		34,057	△34,057		-
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	2,056	2,056	1,127,329	63,422	1,194,864
当連結会計年度末残高	422,717	397,717	4,891,507	△51,302	5,660,638

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	191	549	4,466,515
当連結会計年度変動額			
新株の発行			4,113
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,161,386
自己株式の取得			△36,643
自己株式の処分			66,008
自己株式処分差損の振替			-
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）	1,462	60	1,523
当連結会計年度変動額合計	1,462	60	1,196,388
当連結会計年度末残高	1,654	610	5,662,903

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,190,451	流 動 負 債	1,315,228
現金及び預金	4,370,737	買掛金	62,908
受取手形	431	リース債務	667
売掛金	645,387	未払金	322,995
前払費用	140,173	未払費用	60,411
その他	65,964	未払法人税等	456,519
貸倒引当金	△32,243	預り金	9,884
固 定 資 産	1,816,794	契約負債	207,168
有 形 固 定 資 産	231,042	賞与引当金	51,800
建物及び構築物	173,441	株主優待引当金	20,090
工具、器具及び備品	55,250	その他	122,784
リース資産	2,350	固 定 負 債	2,002
無 形 固 定 資 産	278,113	リース債務	2,002
ソフトウェア	276,072	負 債 合 計	1,317,231
ソフトウェア仮勘定	1,475	純 資 産 の 部	
その他	565	株 主 資 本	5,688,360
投資その他の資産	1,307,637	資本金	422,717
投資有価証券	180,866	資本剰余金	397,717
関係会社株式	333,033	資本準備金	397,717
出資金	78,550	利益剰余金	4,919,228
関係会社長期貸付金	105,000	その他利益剰余金	4,919,228
敷金及び保証金	120,211	繰越利益剰余金	4,919,228
繰延税金資産	145,992	自 己 株 式	△51,302
その他	343,983	新 株 予 約 権	1,654
資 産 合 計	7,007,246	純 資 産 合 計	5,690,014
		負 債 純 資 産 合 計	7,007,246

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,531,352
売 上 原 価		758,652
売 上 総 利 益		5,772,700
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,000,092
営 業 利 益		1,772,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	208	
償 却 債 権 取 立 益	785	
そ の 他	273	1,267
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	570	
出 資 金 運 用 損	5,475	
不 納 付 加 算 税 等	24,344	
そ の 他	184	30,575
経 常 利 益		1,743,299
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	14,625	14,625
税 引 前 当 期 純 利 益		1,728,674
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	596,830	
法 人 税 等 調 整 額	△51,329	545,500
当 期 純 利 益		1,183,173

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	420,660	395,660	-	395,660	3,770,111	3,770,111
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	2,056	2,056		2,056		
当 期 純 利 益					1,183,173	1,183,173
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△34,057	△34,057		
自己株式処分差損の振替			34,057	34,057	△34,057	△34,057
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	2,056	2,056	-	2,056	1,149,116	1,149,116
当 期 末 残 高	422,717	397,717	-	397,717	4,919,228	4,919,228

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△114,725	4,471,707	191	4,471,899
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		4,113		4,113
当 期 純 利 益		1,183,173		1,183,173
自 己 株 式 の 取 得	△36,643	△36,643		△36,643
自 己 株 式 の 処 分	100,066	66,008		66,008
自己株式処分差損の振替		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,462	1,462
当 期 変 動 額 合 計	63,422	1,216,652	1,462	1,218,115
当 期 末 残 高	△51,302	5,688,360	1,654	5,690,014

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 辻 村 茂 樹

公認会計士 石 川 裕 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 P R T I M E S の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 P R T I M E S 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 辻 村 茂 樹

公認会計士 石 川 裕 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 P R T I M E S の2023年3月1日から2024年2月29日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に状況に応じてオンライン形式も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月11日

株式会社 P R T I M E S 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 高 田 裕 久 ⑥

監 査 役（社外監査役） 田 中 紀 行 ⑥

監 査 役（社外監査役） 藤 田 利 之 ⑥

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 単元未満株式を保有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するべく、第10条（単元未満株式の買増請求）を新設するものであります。
- (2) 現行定款に規定済みの補欠監査役に関する規定に関し、新たに第35条（補欠監査役）第4項に補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、定款変更案第33条（監査役の任期）第2項ただし書きにおいて、補欠監査役の任期は、当該補欠監査役の選任決議の効力が失われた時を超えない旨を定め、補欠監査役の任期を明確にするものであります。
- (3) 株主総会を開催することが困難な場合であっても、株主総会の決議を要さずに剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会によっても行い得るよう、定款変更案第45条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。なお、本定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数や字句を変更し、併せて一部表現の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条（商号） 当社は、株式会社PR TIMES と称し、英文では、PR TIMES C o r p o r a t i o nと表示す る。	第1条（商号） 当社は、株式会社PR TIMES と称し、英文では、PR TIMES C o r p o r a t i o nと表示す る。
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目 的とする。	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目 的とする。

現行定款	変更案
<p>(1) 広報の企画、制作<u>及び</u>広報代理業務</p> <p>(2) 広告宣伝の企画、制作<u>及び</u>広告代理業務</p> <p>(3) インターネットを利用した各種情報処理サービス<u>及び</u>情報提供サービス</p> <p>(4) デジタルコンテンツの企画、制作、配信<u>及び</u>販売</p> <p>(5) インターネットのホームページの企画、制作、販売、運営<u>及び</u>その仲介業務</p> <p>(6) コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、使用許諾、保守、輸出入<u>及び</u>その仲介業務</p> <p>(7) 各種マーケティング業務</p> <p>(8) 前各号に関連する業務のコンサルティング<u>及び</u>業務受託</p> <p>(9) 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理業務</p> <p>(10) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(1) 広報の企画、制作<u>および</u>広報代理業務</p> <p>(2) 広告宣伝の企画、制作<u>および</u>広告代理業務</p> <p>(3) インターネットを利用した各種情報処理サービス<u>および</u>情報提供サービス</p> <p>(4) デジタルコンテンツの企画、制作、配信<u>および</u>販売</p> <p>(5) インターネットのホームページの企画、制作、販売、運営<u>および</u>その仲介業務</p> <p>(6) コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、使用許諾、保守、輸出入<u>および</u>その仲介業務</p> <p>(7) 各種マーケティング業務</p> <p>(8) 前各号に関連する業務のコンサルティング<u>および</u>業務受託</p> <p>(9) 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理業務</p> <p>(10) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>
<p>第3条 (本店の所在地)</p> <p>当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>第3条 (本店の所在地)</p> <p>当社は、本店を東京都港区に置く。</p>
<p>第4条 (機関構成)</p> <p>当社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く<u>ものとする</u>。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第4条 (機関構成)</p> <p>当社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>第5条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は、電子公告により行</p>	<p>第5条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は、電子公告により行</p>

現行定款	変更案
う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。	う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法による。
第2章 株式	第2章 株式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。
第7条（自己の株式の取得） 当社は、 <u>会社法第165条</u> 第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第7条（自己の株式の取得） 当社は、 <u>会社法第165条</u> 第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条（単元未満株式についての権利） 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1） <u>会社法第189条</u> 第2項各号に掲げる権利 （2） <u>会社法第166条</u> 第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （新設）	第9条（単元未満株式についての権利） 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1） <u>会社法第189条</u> 第2項各号に掲げる権利 （2） <u>会社法第166条</u> 第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>（4）次条に定める請求をする権利</u>
（新設）	<u>第10条（単元未満株式の買増請求）</u> <u>当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数</u>

現行定款	変更案
	<p>と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</p>
<p>第10条（基準日） 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。</p> <p>3. 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p>	<p>第11条（基準日）</p> <p>1. 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、同項の株主の権利を害しないときは、</u>同項記載の日の後に、<u>募集株式の発行、合併、株式交換または吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部または一部を、</u>当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。</p> <p>3. 第1項のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議により、</u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録されている株主<u>または</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>または</u>登録株式質権者とする<u>ことができる。</u></p>
<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理およびその事務取</p>	<p>第12条（株主名簿管理人）</p> <p>1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務</p>

現行定款	変更案
<p>扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に<u>取扱</u>せ、当会社においては<u>取扱</u>わない。</p>	<p>取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に<u>取り扱</u>せ、当会社においては<u>取り扱</u>わない。</p>
<p>第<u>12</u>条（株式取扱規則） 当会社が発行する<u>株券の種類</u>ならびに<u>株主名簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、その他株式ならびに<u>新株予約権</u>に関する<u>取扱</u>いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第<u>13</u>条（株式取扱規則） 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに<u>新株予約権</u>に関する<u>取り扱</u>いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第<u>13</u>条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p>	<p>第<u>14</u>条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある</u>ときに随時招集する。</p>
<p>第<u>14</u>条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする</u>。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないこ</p>	<p>第<u>15</u>条（電子提供措置等） <u>1.</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>会社法第325条の2に規定する</u>電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しない</p>

現行定款	変更案
とができる。	とができる。
<p>第15条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p>	<p>第16条（招集権者および議長） 1. 株主総会は、法令に別段の定めがあるときを除き、取締役会の決議により、代表取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p>
<p>第16条（株主総会の決議方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第17条（株主総会の決議方法） 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがあるときを除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
<p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第18条（議決権の代理行使） 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第18条（株主総会の議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</p>	<p>第19条（株主総会の議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</p>

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<p>第19条（取締役の員数） 当会社の取締役の員数は10名以内とする。</p>	<p>第20条（取締役の員数） 当会社の取締役の員数は10名以内とする。</p>
<p>第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする</u>。</p>	<p>第21条（取締役の選任） <u>1. 取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第22条（取締役の任期） <u>1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>
<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集権者および議長） <u>1. 取締役会は、法令に別段の定めがあるときを除き、代表取締役社長が招集し議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p>	<p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p>
<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第25条（取締役会の招集通知） <u>1.</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。</p> <p>3. 当社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第26条（取締役会の決議方法） <u>1.</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。</p> <p>3. 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第26条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印<u>または電子署名</u>をする。</p>	<p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名・押印<u>または電子署名</u>をする。</p>
<p>第27条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において</p>	<p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定</p>

現行定款	変更案
定める取締役会規則による。	める取締役会規則による。
<p>第28条（取締役の報酬） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第29条（取締役の報酬） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>第29条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第30条（取締役の責任免除） <u>1.</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
<p>第30条（監査役の員数） 当会社の監査役の員数は3名以内とする。</p>	<p>第31条（監査役の員数） 当会社 の監査役の員数は3名以内とする。</p>
<p>第31条（監査役の選任） 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第32条（監査役の選任） 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>第32条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</p>	<p>第33条（監査役の任期） <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の</u></p>

現行定款	変更案
<p>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。<u>ただし、退任した監査役の任期の満了すべき時まで</u>に、<u>第35条第4項の定めにより、補欠監査役の選任の効力が失われた場合には、補欠として選任された監査役の任期は、補欠監査役の選任の効力が失われた時までとする。</u></p>
<p>第<u>33</u>条（常勤監査役） 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第<u>34</u>条（常勤監査役） 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>第<u>34</u>条（補欠監査役） 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、<u>第31条第1項</u>（監査役の選任）の規定を準用する。</p> <p>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 補欠監査役の選任の効力は、<u>選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間</u>とする。</p>	<p>第<u>35</u>条（補欠監査役） <u>1. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる</u>ときに備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条（監査役の選任）の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した</u>ときの任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p>
<p>第<u>35</u>条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日<u>の3日前</u>までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第<u>36</u>条（監査役会の招集通知） <u>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日</u>の3日前までに発する。ただし、緊急の<u>とき</u>は、この期間を短縮することができ</p>

現行定款	変更案
<p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</p>	<p>る。</p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</p>
<p>第36条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第37条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるときを除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>第37条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</p>	<p>第38条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名・押印または電子署名をする。</p>
<p>第38条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第39条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第39条（監査役の報酬） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第40条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>第40条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する</p>	<p>第41条（監査役の責任免除） <u>1.</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結するこ</p>

現行定款	変更案
<p>ことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>とができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第41条（選任方法） 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>	<p>第42条（選任方法） 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>第42条（任____期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>	<p>第43条（任期） 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する<u>事業年度</u>のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第43条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p>	<p>第44条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p>
<p>第44条（期末配当金） 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p>第45条（剰余金の配当等） 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがあるときを除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第45条（中間配当金） 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u></p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>(以下「中間配当金」という。)を 行うことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第46条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>1. 当社の期末配当の基準日は、</u> <u>毎年2月末日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、</u> <u>毎年8月末日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて</u> <u>剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第46条（期末配当金等の除斥期間） 期末配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第47条（配当金等の除斥期間） 配当財産は、<u>交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。また、引き続き、女性取締役を候補者とするにより、取締役会の一層の多様性を進めます。

なお、本議案が原案通り承認された場合、社外取締役は半数となりますが、2025年5月に開催予定の定時株主総会において、再び社外取締役が過半数となるよう取締役を選任する予定であります。

1. 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1 重任	山口 拓己 (1974年1月12日生) 取締役会への出席回数 13回/13回	1996年4月 山一証券(株)入社 1997年4月 (株)ゴルフネットコミュニケーション入社 1999年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサルティング(株))入社 2006年3月 (株)ベクトル入社 2006年6月 同社取締役就任 2007年1月 当社取締役就任 2009年5月 当社代表取締役社長就任(現任) 2011年6月 (株)セカンドニュース代表取締役就任 (株)ストレートプレスネットワーク(現(株)PR TIMESと合併)代表取締役就任 2016年10月 (株)PRリサーチ(現(株)PR TIMESと合併)取締役就任 2020年1月 (株)グッドパッチ社外取締役就任 2023年3月 (株)グルコース取締役就任(現任) 2023年12月 (株)NAVICUS取締役就任(現在)	808, 173株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社の創業当初から取締役として経営に参画し、2009年に代表取締役就任以降は経営者として当社の成長に多大な貢献を果たしてきました。 かかる実績に基づき、当社の今後のさらなる成長、発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
2 重任	み し ま あ き ひろ 三 島 映 拓 (1980年3月26日生) 取締役会への出席回数 13回/13回	2005年3月 ㈱ベクトル入社 2007年8月 当社入社 2015年3月 当社執行役員サービス本部長就 任 2017年5月 当社取締役経営企画本部長就任 2019年10月 当社取締役経営管理本部長就任 2022年12月 ㈱THE BRIDGE取締役就任(現 任) 2023年9月 当社取締役PR・HR本部長就任 (現任)	116,970株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社の創業期からサービス事業に関与し、取締役就任後は経営企画本部長、経営管理本部長を歴任し、当社において幅広い業務執行を行うとともに、中長期的な経営意思決定に携わった経験を有しています。 かかる実績に基づき、当社の今後のさらなる成長、発展のために取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
3 重任 社外 独立	すず き けい た 鈴 木 啓 太 (1981年7月8日生) 取締役会への出席回数 12回/13回	2000年2月 浦和レッドダイヤモンド入団 2015年10月 AuB(㈱代表取締役就任(現任)) 2016年1月 浦和レッドダイヤモンド退団、 現役引退 2016年9月 ㈱ランシステム社外取締役就任 2020年5月 当社社外取締役就任(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 元プロサッカー選手として日本代表(A代表)に招集されるなど活躍をされ、現役引退後はバイオベンチャーのAuB株式会社を起業し、代表取締役として経営されております。当社社外取締役に就任以来、独立した立場から幅広い経験や知見に基づく適切な助言、監督を行っていただいております。 かかる実績に基づき、今後も独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者的観点からの助言等を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4 <u>重</u> <u>社</u> <u>外</u> <u>独</u> <u>立</u>	おざわひろこ 小澤浩子 (1961年12月15日生) 取締役会への出席回数 13回/13回	1985年4月 ソニー(株) (現ソニーグループ株式会社) 入社 1991年8月 ソニー・ドイツ Personal Audio Product Manager就任 1997年12月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 海外マーケティング本部 1999年8月 同社イベント&スポーツエンタテインメント推進部 2001年7月 (株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント出向 2007年9月 (株)AXNジャパン出向 取締役副社長兼ゼネラルマネージャー就任 2008年10月 (株)ミステリチャンネル出向 取締役副社長兼ゼネラルマネージャー就任 (兼任) 2015年6月 (株)アニマックスブロードキャスト・ジャパン 社外取締役就任 (兼任) 2015年10月 (株)スター・チャンネル出向 代表取締役副社長就任 2018年11月 (株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメントVice President 2021年6月 (株)ノジマ社外取締役就任 2022年5月 当社社外取締役就任 (現任) 2022年5月 (株)セシール社外取締役就任 2023年3月 (株)アウトソーシング社外取締役就任 (現任) 2023年6月 サンコール(株)社外取締役就任 (現任)	100株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 ソニーグループのエンタテインメント企業で積んだ経営経験、海外事業経験や業界団体でのダイバーシティ推進活動の実績、多様な事業の運営を通して培ったマーケティング等に関する幅広い見識を有しております。当社社外取締役に就任以来、独立した立場から幅広い経験や知見に基づく適切な助言、監督を行っていただいております。 かかる実績に基づき、今後も独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者的観点からの助言等を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木啓太氏及び小澤浩子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木啓太氏及び小澤浩子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ4年及び2年と

- なります。
4. 当社と社外取締役候補者である鈴木啓太氏及び小澤浩子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を既に締結しており、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 5. 当社は、鈴木啓太氏及び小澤浩子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各取締役候補者が再任された場合には、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び係争費用等の損害を補填することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が就任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に同内容で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

スキルマトリックスとは、取締役会が監督機能を発揮するために、重要な知識・経験・能力といった「スキル（専門性）」と「多様性」の組み合わせを一覧表にまとめたものです。各項目については、当社の事業特性や事業環境の変化に応じて適宜見直しを行ってまいります。

氏名	役職	性別	上場企業の 代表者経験	PR（パブリック リレーションズ）	市場開拓・ マーケティング	事業開発・ イノベーション	グローバルで 戦い抜いた経験	財務・会計
山口 拓己	代表取締役社長	男性	○	○	○	○		○
三島 映拓	取締役 PR・HR本部長	男性		○				○
鈴木 啓太	取締役 (社外・独立)	男性			○	○	○	
小澤 浩子	取締役 (社外・独立)	女性			○		○	
高田 裕久	常勤監査役 (社外・独立)	男性						○
田中 紀行	監査役 (社外・独立)	男性						
藤田 利之	監査役 (社外・独立)	男性						○

氏名	役職	性別	法務	コンプライアンス・ 危機管理	組織・ 人材開発	テクノロジー 活用思考	当社ミッション 思考・文化醸成
山口 拓己	代表取締役社長	男性			○	○	○
三島 映拓	取締役 PR・HR本部長	男性	○	○	○	○	○
鈴木 啓太	取締役 (社外・独立)	男性			○		
小澤 浩子	取締役 (社外・独立)	女性			○		
高田 裕久	常勤監査役 (社外・独立)	男性		○			
田中 紀行	監査役 (社外・独立)	男性	○	○			
藤田 利之	監査役 (社外・独立)	男性		○			

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在、監査役は3名選任されており、1名でも欠けた場合には法令に定める監査役の員数を欠くこととなります。その場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
ひらばやし けんご 平林 健吾 (1978年2月15日生)	2003年4月 司法研修所入所 2004年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2004年10月 Paul Hastings LLP入所 2009年11月 ネイバージャパン(株)入社 2013年6月 シティライツ法律事務所入所パートナー 就任（現任） 2017年3月 スマートニュース(株)入社 2017年8月 アソビモ(株)社外取締役就任 2019年2月 スローニュース(株)取締役就任 2020年8月 オープンワーク(株)社外監査役就任（現任）
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 平林健吾氏は、長年、弁護士として培ってきた法律知識を有し、かつ、事業会社にも勤務する経験を有するなど企業経営実務にも精通しておられることから、これらを当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。	

- (注) 1. 平林健吾氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平林健吾氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び係争費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、平林健吾氏が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。
4. 当社は、平林健吾氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害

賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低限度額といたします。

5. 平林健吾氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社が、補欠監査役の期間中に平林健吾氏に対し支払う待機手当と監査役報酬の総額は、監査役の報酬限度額（年額20百万円）の範囲内とします。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社は、取締役に対し、当社の株式を保有することで株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を毎年支給することについてご承認いただき、現在に至っております（2021年5月26日開催の第16回定時株主総会にて決定）。

今般、取締役報酬における譲渡制限付株式報酬の比率を高め、当社の各取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めること、及び当社の各取締役が退任又は退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより、株主の皆様と価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限付株式報酬額の増額をお願いするものであります。つきましては、当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限付株式付与のための報酬の上限金額について、これまでの年額20百万円（うち社外取締役4百万円）から年額120百万円（うち社外取締役は24百万円）へ、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の総数を年10,000株（うち社外取締役年2,000株）から年65,000株（うち社外取締役年13,000株）へ変更させていただきたいと存じます。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他本議案に基づく取締役への譲渡制限付株式報酬の付与の条件は、上記の目的、当社の現況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当なものであると考えております。

なお、本議案は取締役が5名であることを想定しております。第2号議案が原案通り承認可決されますと、当社の取締役は4名（うち社外取締役2名）となりますが、2025年5月開催予定の定時株主総会において取締役5名（うち社外取締役3名）を選任する議案を提出する予定であります。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございませんが、改定後の本制度の内容は以下のとおりとなります。（下線部は変更箇所を示しております。）

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に

関する報酬として年額120百万円（うち社外取締役24百万円）の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数65,000株（うち社外取締役13,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。)

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以

降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

株主総会会場ご案内図

住所：東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ8階
株式会社PR TIMES 本社オフィス内
電話番号 03-5770-7888



交通 ▶東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王」駅14番出口
より徒歩1分